

非居住者が受け取る生命保険の一時金の課税

税理士 高山 政信

〔事例〕

米国居住者であるAとカナダ居住者であるBは、日本に居住していた頃から自らを被保険者として支払っていた日本の生命保険会社との生命保険契約が満期となり、満期保険金を一時金として受取った。この場合の日本における課税関係はどうなるのか。

〔ポイント〕

- 1 生命保険契約に基づく一時金の課税
- 2 当該一時金は国内源泉所得か
- 3 非居住者が受け取る場合の一時金の課税
- 4 租税条約の適用

〔検討〕

1 生命保険契約に基づく一時金の課税

生命保険契約が満期になった際に受け取る満期保険金は、生命保険の保険料の負担者と満期保険金の受取人の関係で、所得税の課税と贈与税の課税に分かれる。

- ① 負担者と受取人が同一人の場合は、所得税の課税となる。
- ② 負担者と受取人が異なる場合は、受取人に贈与税が課されることになる。

本事例では、A及びBのいずれもが保険金を負担し、かつ、受取人になっていることから、贈与税の課税問題はなく、所得税の課税となる。

次に、所得税の課税となる場合、満期保険金の所得の種類が問題となる。この場合、満期保険金を一時金として受け取る場合と、年金とし

て受け取る場合で所得の種類が異なることになる。

(1) 一時金として受け取る場合

所得税法施行令第183条第2項では、生命保険契約等に基づく一時金（法第31条各号（退職手当等とみなす一時金）に掲げるものを除く。）の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該一時金に係る一時所得の金額の計算については、次に定めるところによる、として、同項第1号では、当該一時金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額で、当該一時金とともに又は当該一時金の支払を受けた後に支払を受けるものは、その年分の一時所得に係る総収入金額に算入する、と規定されている。

この一時所得の金額は、当該満期保険金以外に他の一時所得がない場合、受け取った保険金の総額から払込した保険料又は掛金の額を差し引き、さらに一時所得の特別控除50万円を差し引いた金額となる。そして、課税の対象になるのはこの金額をさらに1/2にした金額である。

(2) 年金として受け取る場合

所得税法施行令第183条第1項では、生命保険契約等に基づく年金（法第35条第3項（公的年金等の定義）に規定する公的年金等を除く。）の支払を受ける居住者のその支払を受ける年分の当該年金に係る雑所得の金額の計算については、次に定めるところによる、として、同項1項では、当該年金の支払開始の日以後に当該年金の支払の基礎となる生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受ける割戻金の額は、その年分の雑所得に係る総収入金額に

算入する、と規定されている。なお、この場合の雑所得の金額は、その年中に受け取った年金の額から、その金額に対応する払込保険料又は掛金の額を差し引いた金額である。

本事例では、一時金として受け取るということから上記(1)が該当することになる。

2 当該一時金は国内源泉所得か

本事例のA及びBは、いずれも日本非居住者であることから、その課税所得の範囲は国内源泉所得である。次に、この一時所得が国内源泉所得に該当するか否かの検討が必要となる。

国内源泉所得を規定した所得税法第161条第10号の規定によれば、国内にある営業所又は国内において契約の締結の代理をする者を通じて締結した保険業法第2条第3項（定義）に規定する生命保険会社又は同条第4項に規定する損害保険会社の締結する保険契約その他の年金に係る契約で政令で定めるものに基づいて受ける年金で第8号ロに該当するもの以外のもの（年金の支払の開始の日以後に当該年金に係る契約に基づき分配を受ける剰余金又は割戻しを受け、割戻金及び当該契約に基づき年金に代えて支給される一時金を含む。）は、国内源泉所得である、と規定されている。

3 非居住者が受け取る場合の一時金の課税

一時金の課税については、所得税基本通達35-3について、次のように規定されている。「令第183条第1項、令第184条第1項、令第185条又は令第186条の規定の対象となる年金の受給資格者に対し当該年金に代えて支払われる一時金のうち、当該年金の受給開始日以前に支払われるものは一時所得の収入金額とし、同日後に支払われるものは雑所得の収入金額とする。ただし、同日後に支払われる一時金であっても、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものは、一時所得の収入金額として差し支えない。」

上記の通達では、この一時金は、将来の年金給付の総額に代えて支払われるものに限って一時所得とすることを規定しているのであって、

この場合は源泉徴収の対象にはならない。

4 租税条約の適用

Aは米国居住者であり、Bはカナダ居住者であることから、いずれも日本とこれらの国との租税条約の適用対象者ということになる。日米租税条約では、この一時金は、同条約第6条から第20条までに規定する所得に該当しないことから、同条約第21条の「その他所得」に該当して、Aの居住地国である米国においてのみ課税ということになる。

Bは日本・カナダ租税条約の第20条の「その他所得」条項の適用となる点では、Aの場合と同様である。また、当該第20条第1項は居住地国課税を規定している点も日米租税条約と同様であるが、当該第20条第3項に、「1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者の所得のうち、他方の締約国内において生ずるものであって前各条に規定のないものに対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。」となっている。

したがって、日本の国内法に課税する旨の規定があることから、Bの受け取る一時金は源泉地国である日本において課税となり、確定申告による納税ということになる。